

【資料3】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度の概要

【制度の概要】

傾斜が多い等農業生産条件が不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地の維持・管理に関する取決め(協定)を締結し、協定に従い5年間以上農業生産活動等を行う農業者に対し、面積等に応じて農業生産条件の不利を補正する交付金を交付。

【対象地域】

○**通常地域** (交付金負担割合：国1/2 県1/4 市町村1/4)

特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域
(※地域振興立法9法のうち埼玉県に該当する3法)

○**特認地域** (交付金負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)

- ・農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- ・通常地域に地理的に接する地域

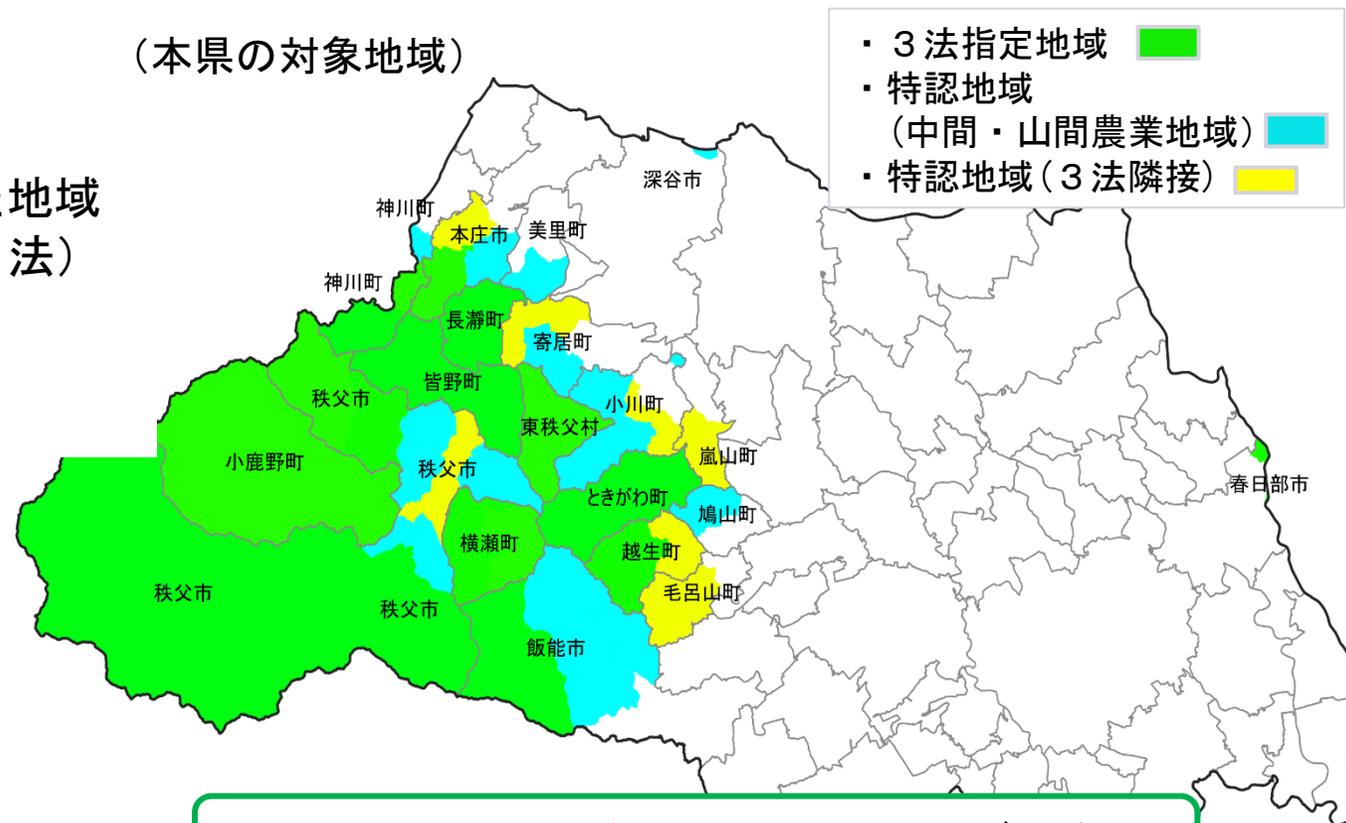
【交付単価】

地目	基準	交付単価
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000円/10a
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000円/10a
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500円/10a
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500円/10a

【協定の種類】

集落協定	集落等を単位に複数の農業者が締結する協定
個別協定	認定農業者等が農用地の所有権を有する者と利用権設定や農作業受託を受ける形で締結する協定

(本県の対象地域)



- ・ 3法指定地域 ■
- ・ 特認地域
(中間・山間農業地域) ■
- ・ 特認地域(3法隣接) ■

埼玉県は **19市町村56地域**が対象

第5期対策(R2~R6)の概要

集落協定に定める活動内容

1 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）

① 農業生産活動等

耕作放棄地の発生防止活動（農地の法面管理、草刈り等）、農道等の管理

② 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等

【法面の草刈り】



【景観作物の作付け】



【鳥獣緩衝帯の管理】



基礎単価
(8割)
※必須

2 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 集落戦略の作成

体制整備単価
(+2割)

3 加算措置

- ・ 超急傾斜農地保全管理加算 (2集落) ・ 集落機能強化加算 (2集落)
- ・ 集落協定広域化加算 ・ 生産性向上加算 ・ 棚田地域振興活動加算

加算単価
(取組面積に応じ所
定額を交付)

埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

令和6年度実績(見込み)

(1) 実施市町村: 12市町村

(2) 協定数: 51協定

(集落協定: 47協定、個別協定: 4協定)

[単価別]

体制整備単価: 43協定 基礎単価: 8協定

(3) 交付面積: 315ha

[地目別] 田: 182ha(57.8%)

畑: 133ha(42.2%)

[交付基準別] 急傾斜: 30% 緩傾斜: 62%

高齢化率・耕作放棄率: 8%

(4) 交付金額: 27,753千円

※取組市町村数、取組協定数は令和4年度から変更なし。面積は令和4年度から微減。

【事業実施市町村】



【市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移】

	R1	R2	R3	R4	R5
実施市町村数	13	12	12	12	12
協定数	62	50	51	51	51
交付面積(ha)	347	310	316	316	315
交付金額(千円)	31,117	27,646	27,894	27,900	27,811

令和7年度の中山間地域等直接支払制度について

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

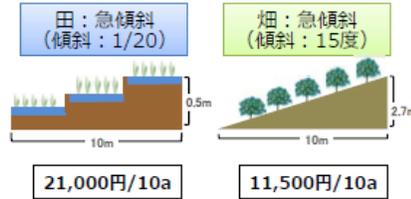
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画^{※1}の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大 ^{※3}) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援 ^{※2}	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10～40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

第5期対策と第6期対策の比較 ※未定稿

第5期対策

第6期対策

農用地
交付対象

農振農用地区域内の農用地

農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地

◎地域計画とは
高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図（策定主体は市町村）。

基本部分

▼ 基礎単価（交付単価の8割を交付）
・基礎的な活動を行う場合に交付

▼ 体制整備単価（交付単価の10割を交付）
・基礎的な活動に加えて、集落戦略を作成する場合に交付

▼ 基礎単価（交付単価の8割を交付）
・基礎的な活動を行う場合に交付

▼ 体制整備単価（交付単価の10割を交付）
・基礎的な活動に加えて、複数の集落協定間での連携や統合、多様な組織等の参画に向けた
ネットワーク化活動計画を作成する場合に交付

加算部分

- ①超急傾斜農地保全管理加算
- ②棚田地域振興活動加
- ③集落協定広域化加算
- ④集落機能強化加算
- ⑤生産性向上加算

※：②から⑤は、集落戦略を作成することが加算実施の要件

- ①超急傾斜農地保全管理加算
- ②棚田地域振興活動加
- ③**ネットワーク化加算**
：協定のネットワーク化・統合等、人材の確保
- ④**スマート農業加算**
：スマート農業による作業の省力化、効率化

※1：②から④は、ネットワーク化活動計画を作成することが加算実施の要件

※2：ネットワーク化加算の中に、集落機能強化加算にかかる経過措置を設定

第6期対策の推進について ※未定稿

(1) 対象農用地の見直し

⇒ 交付対象農用地を農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地とする

(2) 体制整備単価の見直し

⇒ 体制整備単価(交付単価の10割)を交付する要件を、「ネットワーク化活動計画の作成」とする

(3) 加算措置の見直し

⇒ 「ネットワーク化加算」、「スマート農業加算」を創設



▲ 次期対策に係わる説明会

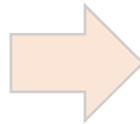


▲ 現地調査の実施

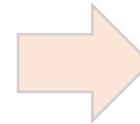
第6期対策(令和7年度～令和11年度)の制度評価について

- 国の規定に基づき、本検討委員会で毎年度の実施状況の点検・取組の評価をいただく予定。
- 同様に本検討委員会において制度の中間年評価(令和9年度)及び最終評価(令和11年度)」を審議していただく予定。

令和7年度
(1年目)



令和9年度
(中間年評価)



令和11年度
(最終評価)